

## 山陽小野田市告示第125号

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第5条の2第1項の規定により、本市内の別図1に示す字の区域及びその名称を別図2に示すとおり変更することについて、その案を次のとおり告示する。

なお、同法第5条の2第2項の規定により、その案に係る字の区域内に住所を有する者で本市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に意義があるときは、告示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。

令和元年9月12日

山陽小野田市長 藤田 剛二



# 報 告 書

令和二年二月下旬に施行される予定の住居表示事業について、実施予定区域の新町名については、次のとおり決定しましたので報告します。

新町名 上の郷

令和 元年 七月 十九日

山陽小野田市長 藤田 剛二 様

上の郷自治会長 久富 嘉直



# 同意書

上の郷自治会長 久富嘉直 様

令和元年七月一九日付けで提出された、住居表示事業の実施予定区域（西高泊地区）の新町名について、次の名称で同意します。

新町名 「上の郷」

令和元年八月六日

山陽小野田市長 藤田 剛

